

# 農業集落排水処理施設使用料

排水処理施設を使用すると、流した汚水の量に応じて使用者から使用料をいただくことになります。

## 使用料表

(1ヶ月分、消費税込)

基本使用料	超過使用料
0～10 <sup>m<sup>3</sup></sup>	11 <sup>m<sup>3</sup></sup> ～
(円/1ヶ月)	(円/ <sup>m<sup>3</sup></sup> )
2,640	104.5

\*上記には消費税及び地方消費税を含んでいます。

## 使用料の計算方法は

- ① 水道水だけを利用されている場合  
水道の使用水量により使用料を計算します。
- ② 井戸水だけを使用されている場合  
世帯構成員1人1ヶ月7<sup>m<sup>3</sup></sup>として算出した水量により使用料を計算します。  
(例) 4人世帯の場合 7<sup>m<sup>3</sup></sup>×4人=28<sup>m<sup>3</sup></sup>が使用水量となります。
- ③ 水道水と井戸水を一緒に使用されている場合  
世帯構成員1人1ヶ月3.5<sup>m<sup>3</sup></sup>として算出した水量に水道使用水量をあわせた水量により使用料を計算します。ただし、これにより算出した水量が家族1人1ヶ月あたり7<sup>m<sup>3</sup></sup>で算出した水量に満たない場合は、家族1人あたり7<sup>m<sup>3</sup></sup>で算出した水量により使用料を計算します。  
(例) 4人世帯の場合  
3.5<sup>m<sup>3</sup></sup>×4人=14<sup>m<sup>3</sup></sup>と  
水道使用水量をあわせた水量が  
使用水量となります。



デザインマンホール蓋

市川・サルビア・クロガネモチがえがかれています

## ●使用料早見表（2ヶ月使用料・消費税含む）

使用水量	使用料	使用水量	使用料
～20 m <sup>3</sup>	5,280 円	65 m <sup>3</sup>	9,980 円
25	5,800	70	10,500
30	6,320	75	11,020
35	6,840	80	11,550
40	7,370	85	12,070
45	7,890	90	12,590
50	8,410	95	13,110
55	8,930	100	13,640
60	9,460	150	18,860

（計算例）使用水量が2ヶ月で70 m<sup>3</sup>の場合、1ヶ月分を1/2の35 m<sup>3</sup>とします。

0～10 m <sup>3</sup> まで	基本使用料	2,640 円
11 m <sup>3</sup> ～	104.5 円×25 m <sup>3</sup> =	2,612.5 円
		計 5,252.5 円
2ヶ月分計	5,252.5 円×2ヶ月 =	10,505 円

ご負担いただく金額は、10円未満を切り捨てた 10,500 円となります。

## 使用料の徴収開始時期・納付者

実際に処理施設へ汚水を流し始めた日から使用料をいただくこととなります。  
納付者は実際に汚水を処理施設に流して使用する方となります。

## 納付の方法

- ・水道水を使用している場合  
水道料金と一緒に、2ヶ月ごとに口座振替または送付する納付書で納めてください。
- ・水道水以外（井戸水等）を使用している場合  
2ヶ月ごとに口座振替または送付する納付書で納めてください。

## 排水設備の使用者の変更などは

使用者の変更や、排水設備の使用を休止、廃止、再開されるときは、必ず上下水道課まで届け出てください。